本稿は『交通新聞』(2025年1月28日付) に 執筆したものを転載しました。

欧州における安全性向上による自転車利 用促進施策-交通規制を事例として-

■はじめに

欧州では、温室効果ガス排出量の削減を目的 として自動車利用の抑制が進められている。そ の代替手段として自転車利用が促進されており、 自転車利用促進施策として、自転車専用道や駐 輪場の整備とともに、交通規制の改正も行われ ている。

本稿では、交通規制の改正の一事例として、 赤信号時の右折(日本でいう左折)許可特例規 制により自転車利用を促進している、オースト リア・ウィーン市の事例を紹介する。

■交通規制による自転車利用促進

自転車利用促進の懸念事項の一つとして、交差点での安全性が挙げられる。2022年の統計によれば、欧州の EU 加盟国 27 か国における自転車利用者の死亡事故の 31.8%は交差点で起こっていることから、欧州では、交通規制を改正することで交差点における事故を予防し、自転車利用に対する安心を感じてもらうことで、自転車利用促進につなげたい考えだ。

この交通規制の改正による自転車利用促進の 一例として挙げられるのが、赤信号時における

自転車の右折許可特例規制である。欧州では自 動車向け信号が赤信号時に自転車の右折が(場 所によっては直進も) 許可されている交差点が ある。これは、交差点での大型トラックによる 自転車の巻き込み事故を減らすことを目的とし ている規制である。2013年頃に発表された2005 年~2010年における欧州のデータでは、自転車 利用者の死亡事故の1割以上、多い国では4分 の1以上が交差点での大型トラックによる巻き 込み事故であるとされ、その原因として交差点 において自転車が大型トラックの死角に入って しまうことが挙げられている。そのため、赤信 号時であっても先に自転車を右折させることで 大型トラックと自転車との接触機会を減らすこ とで、交差点での大型トラックによる自転車の 巻き込み事故を減らす、という考え方である。

■ウィーン市の事例

ウィーン市は、移動をより気候変動に配慮したものにするために、2025年までにウィーン市民の移動の80%を公共交通機関、徒歩、自転車とすることを目標に掲げ、2011年から自転車道の整備・拡張や、サイクル・ハイウェイ¹、駐輪

自転車の観点から観る TEN-T の改訂-」 (https://www.itej.or.jp/cp/wpcontent/uploads/katsudou/kt20240808.pdf) 等を参 照のこと。

¹ 中距離帯における自転車通行空間で、自動車から構造的に分離した形で整備されるもの。交通経済研究所交通トピックス「自転車インフラ整備の必要性-

場といった自転車インフラ整備とともに、子ども向けの自転車教室、中学生までを対象とした自転車教育、自転車購入補助、自転車整備相談等といったソフト施策も含め、自転車利用者を増やすための包括的な施策を講じている。その一環として、グリューンプファイレ(Grünpfeile)と呼ばれる標識の設置が進められている。グリューンプファイレとは「緑の矢印」を意味し、その標識には、緑色の矢印のほか、自転車のピクトグラム、「一時停止(nach Halt)」というメッセージが表記されている(図1)。

図 1 グリューンプファイレ イメージ



出典:Stadt Wien/Christian Fürthner

2022 年 10 月の道路交通法改正において、自転車利用者の赤信号での右折と T字路における直進が、条件付きではあるが可能となった。その

条件とは、①一時停止をすること、②他の道路 利用者、特に歩行者や、信号によって承認され た方向に走行している車両を妨害したり、危険 にさらしたりすることが予想されないこと、③ 信号機にグリューンプファイレが設置されて いること、の3つであり、この条件を満たした ときに、自転車利用者は赤信号においても右折 ができ、また車両交通が右側から横断すること ができない交差点(T字路)において直進する ことができる、とされている(図 2)。

グリューンプファイレは、2022 年 10 月に始まった時点では 10 か所に設置されているに過ぎなかったが、2024 年 9 月時点では 529 か所(右折用 419 か所、直進用 110 か所)まで増えている。ウィーン市では、基本的に信号機は自動車を規制するように設計されており、自転車の流れや安全性は最適化されていない。そのためグリューンプファイレの導入、また導入箇所の拡大によって、自転車利用者の信号待ち時間の削減・速達性の向上といった移動快適性の向上とともに、右折時の自動車、特に大型トラックによる巻き込み事故を予防し、交差点での安全性への懸念を払拭したい考えだ。

■さいごに

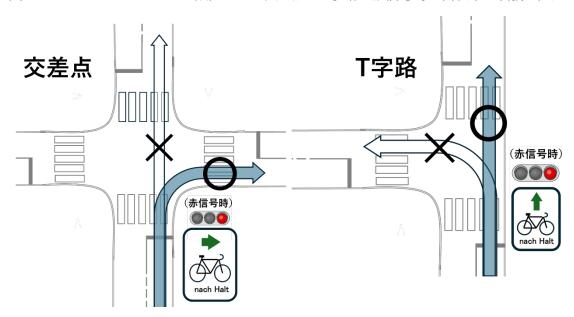
欧州では、国連欧州経済委員会が自転車利用 促進を進めている。同委員会の自転車インフラ 専門家グループは、赤信号時における自転車の 右折許可特例規制について、大型トラックの死 角から自転車利用者を守るためのグッド・プラ クティスとして評価しており、欧州全域に係る 道路標識・信号に関する国際条約に当該規制を 含めることを示唆している。

わが国においても、交差点での左折(欧州における右折)巻き込みによる自転車事故は多く、2023年では9,916件と自転車事故総数の17%を占め、大きな懸念事項となっている。わが国においては、自転車の歩道通行や車道の逆走が散

見されるが、本来自転車は軽車両として位置付けられており、車道の左端、もしくは自転車通行帯を通行することとされ、基本的には車両用の信号機によって規制されている。このことからも、欧州と同様に赤信号時における自転車の

左折許可特例規制は、交差点における巻き込み 事故対策として検討すべき施策であると考え る。

図 2 グリューンプファイレが設置された交差点・T 字路の赤信号時の自転車の右折・直進イメージ



出典:「Einsatzkriterien für die Zusatztafel mit Grünpfeil für den Fahrradverkehr」より筆 者作成